

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

資料番号	8	担当課	農産園芸課		
法令名	日本農林規格等に関する法律	根拠条項	61-3	不利益処 分の種類	取扱業者に対する指示に係る 措置命令
<p>○農林物資の規格化等に関する法律 (抄) (昭和25年5月11日号外法律第175号)</p> <p>第61条 第59条第1項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣 (内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣) は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>内閣総理大臣は、第1項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>第62条 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。</p> <p>第74条 <u>内閣総理大臣は、この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。</u></p> <p>○日本農林規格等に関する法律施行令 (抄) (昭和26年8月31日政令第291号)</p> <p>第19条 <u>法に規定する農林水産大臣の権限及び法第74条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。</u> (略)</p> <p>1 法第61条第1項の規定による指示及び当該指示に係る法第62条の規定による公表 (いずれも取扱業者 (法第10条第1項に規定する取扱業者をいう。以下この項において同じ。) であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。) に関する事務 次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ 取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの (ロに規定する指定都市内取扱業者を除く。以下この条において「都道府県内取扱業者」という。) 当該都道府県の知事</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 <u>法第61条第1項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第3項の規定による命令及び当該命令に係る法第62条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</u></p> <p>イ 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事</p> <p>ロ (略)</p>					

